

異物を流したらダメ! 下水道のトラブルが頻発しています!

下水道は、汚れた水を下水処理場まで運んできれいにし、放流し、川や海が汚れるのを防ぐ大切な公共施設ですが、なんでも流すことはできません。

不適切な使い方によって下水道が詰まると、周辺住民の皆さんも下水道が使えなくなり、多大な迷惑を与えるだけでなく、マンホールポンプなど、下水道施設の故障の原因となります。

必ず注意事項を守って正しく使いましょう。

① 絶対に流さないようにしましょう!

最近、タオルや衣類・おそうじシートなど水に溶けないものが下水道管に入り、管やポンプが詰まるケースが頻発に発生しています。

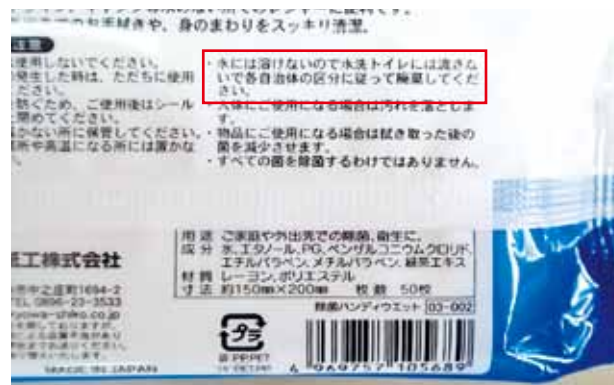
おそうじシートの中には流せないものもありますので流す前に確認をお願いします。

※他にも、生ゴミや廃油・紙おむつ・ビニールなどは絶対に流さないでください。

② 汚水まですは管を点検・清掃するためのものです。これに直接異物を入れないでください。



▲ポンプに詰まっていた衣類(吉本地区)



▲トイレに流せないウエットティッシュ

【お問い合わせ先】 建設下水道課 下水道係 ☎0965-52-5862

道路工事情報



工期：11月20日(金)まで

☎ 建設下水道課 建設係

☎ 0965-52-5856



児童扶養手当

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育する家庭に対し、生活の安定と自立促進を目的として支給される手当です。



◆対象者

次のいずれかに該当する子どもを育てており、一定の要件に該当する親または養育者

- 父母が婚姻を解消した子ども
- 父または母に一定の障がいがある子ども
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
- 子どもを懐胎したときの事情が不明である子ども
- 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- 父または母が死亡した子ども
- 父または母の生死が明らかでない子ども
- 婚姻によらないで懐胎した子ども

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの養育者(一定の障がいがある場合は20歳未満)

◆申込方法

申込希望者は、福祉課 子育て支援係にお問い合わせください。支給要件に該当するか確認し、必要書類をお渡します。

必要書類は、支給要件や世帯の状況などにより異なります。

◆手当支給月

申請月の翌月分から年6回に分けて支給され、受給資格が喪失した月分まで支給されます。

◆手当額(月額)

	全部支給額	一部支給額(支給額は所得により変動)
1人目	43,160円	43,150円～10,180円
2人目	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降	6,110円	6,100円～3,060円

◆所得制限額(養育費の8割は所得に加算)

扶養親族	本人		配偶者および扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人目以降	※1人増えるごとに38万円加算		

8月21日(金)までにお忘れなく!

児童扶養手当現況届提出期限

対象者には現況届を送付していますので、必要書類と一緒に提出してください。

現況届の提出がないと、8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

◆提出場所 福祉課 子育て支援係 または宮原振興局 地域振興課

【お問い合わせ先】 福祉課 子育て支援係 ☎0965-52-5852